

議案第37号

債権の放棄について（契約管財局及び建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市住吉区我孫子東2丁目3番4号
伊野浜シー・エー株式会社
- 2 債 権 の 内 容 大阪環状線舗装道復旧等に係る工事請負契約の解除に伴う違約金に係る債権及び前払金の返還に係る利息債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる額の合計金1,110,931円
 - (1) 違約金 金743,190円
 - (2) 前払金の返還に係る利息 金367,741円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者の営業実態がないことから、当該債務を弁済することができない見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者に対する大阪環状線舗装道復旧等に係る工事請負契約の解除に伴う違約金に係る債権及び前払金の返還に係る利息債権を放棄するため、この案を提出する次第である。